

# ワンストップ特例制度で確定申告不要で 寄附金控除を受ける事が出来ます!!

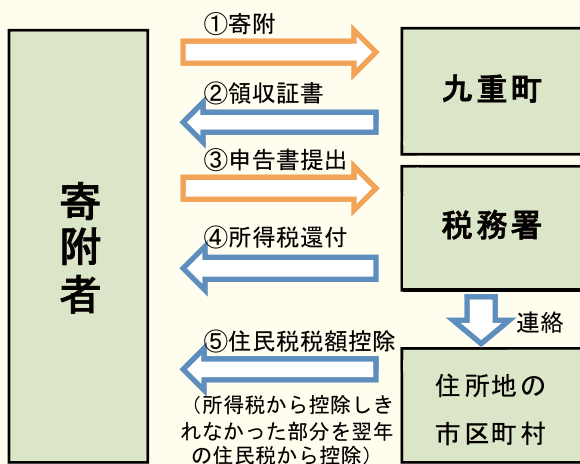
ワンストップ特例制度は、確定申告をする必要のない給与所得者等が以下の条件を満たす場合に、確定申告（または市区町村への住民税申告）をせずに、ふるさと納税による寄附金控除が受けられる特例制度です。

## 【条件】

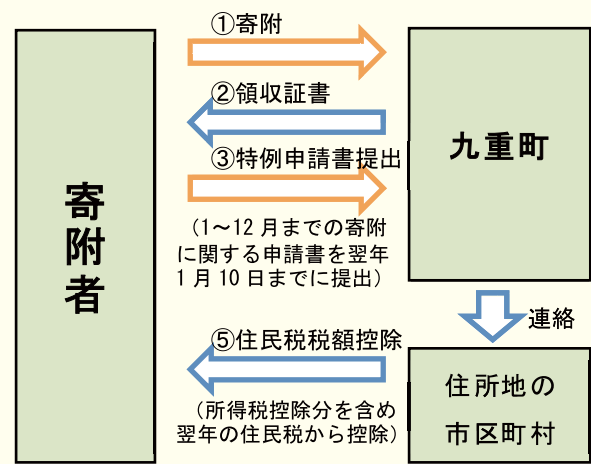
- ※もともと確定申告（または市区町村への住民税申告）が必要ない給与所得者等であること。  
（自営業者の方や、医療費控除等で確定申告をする方は対象となりません。）
- ※1年間の寄附先団体が5団体以内であること。

## 【確定申告とワンストップ特例制度の違い】

### ○確定申告をする方



### ○ワンストップ特例制度を使う方



寄附者に行って頂く手続き等

行政機関が行う手続き等

- 本特例を利用するには、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」及び「※本人確認書類」の提出が必要です。
- 九重町では、申請書の「受付書」については返送を行っておりません。受付書の必要な方は、82円切手貼付け済みの返信用封筒を同封頂きますようお願いいたします。  
また、お電話やE-mailで受付状況のお問い合わせをして頂くことも可能です。

## 《お問い合わせ先》

九重町役場企画調整課 ☎0973-76-3807 E-mail: kikaku@town.kokonoe.lg.jp

## ※本人確認書類について

次のうちいずれかをご提出ください。

- マイナンバーカード（個人番号カード）の両面コピー
- マイナンバー通知カードのコピー + 運転免許証等の顔写真付きの身分証明書
- マイナンバー（個人番号）が記載された住民票 + 運転免許証等の顔写真付きの身分証

## 【ご注意】

- ※「寄附金受領証明書」は本特例の利用の有無に関わらずお送りしますが、後から確定申告が必要となる場合がありますので、大切に保管してください。
- ※本特例を申請した方が確定申告をした場合は、確定申告が優先されます。そのため、確定申告をする場合は必ず、ふるさと納税に伴う寄附金控除を含めた申告手続きを行ってください。